

募集案内

「医療的ケア看護師」

応募資格	- 看護師の資格取得者又は令和7年3月31日までに取得見込の者 - 任用の日に本校に勤務可能な方 - 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
職務内容	医療的ケア対象幼児児童生徒にかかる看護行為の実施に関する業務 (学校現場での医療的ケア対象幼児児童生徒への看護行為の経験があれば望ましい)
任用期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) 勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。
勤務条件等	- 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む) 時間額 2,810円 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。 - 通勤交通費 正規職員に準じて、実費相当分を支給(支給限度額あり) - 勤務日及び勤務時間 週29時間の範囲内で、学校長の指示する時間 - 条件付採用 1か月
その他	- 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。 - 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。 - 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 - パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。 - 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。 - 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。 - 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。